

【規約】 京都経営塾

第1章 総 則

(名称)

第1条

本塾は、「京都経営塾」(以下、「本塾」という。)と称する。

(目的)

第2条

本塾は、稲盛和夫氏の人生哲学・経営理念・企業家精神の真髄を真摯に学び、その教えを、世のため・人のため・社会のために実践して生かすとともに、塾生が互いに切磋琢磨し道徳的水準を高めることを目的とする。

(事業)

第3条

本塾は、その目的を達成するために、総会・自主例会・自主勉強会・懇親会・その他目的に沿った諸事業を行う。

(事務局・事務所の設置)

第4条

本塾は、事務局および事務所を置くものとする。事務局・事務所は第17条に定める世話人会で相談のうえ決定する。また、事務局・事務所には妥当な金額を事務所所有者と世話人会が協議して定め、それを支払うものとする。

(設立)

第5条

令和2年1月1日。ただし、設立のための設立総会は事前に開催する。

第2章 塾 生

(塾生資格)

第6条

本塾は、次の資格を有する者を本塾の塾生とする。

1. 本塾の目的に賛同し、遵守する者。
2. 経営者またはそれに準ずる者。
3. 所定の年会費を所定の期日までに納入した者。
4. 塾を利己的に利用する恐れのない者。
5. 以上に合致し、世話人会の承認を得た者。

(入塾)

第7条

応募期間、方法等は毎年世話人会で決定する。本塾に入塾する者は、次の手続を要する。

1. 所定の入塾申込用紙に、必要事項を本人が自筆で記入し、本塾の塾生1名が推薦者となり、署名を行う。

2. 推薦者を通じ、必要書類を事務局に提出する。
3. 世話人会にて選考会を開催し、入塾者を決定する。
4. 入塾を認められた者は、指定日までに年会費を、指定金融機関口座に振り込むものとする。
ただし納入後は返却しない。

(塾生の心得)

第8条

本塾生は常に次の事項を心がけなければならない。

1. 諸事業・諸会議には積極的に参加し、研鑽に努める。
2. 人格の陶冶に努め、いやしくも本塾の品位を傷つけたり社会的信用を失墜させるような行為を行わない。
3. 本規約その他で定める本塾の運営に関する義務を確実に履行する。
4. 推薦者は、推薦をした入塾者が本規約の目的を履行し、前各号の塾生の心得を遵守するよう指導、助言する。

(退塾)

第9条

本塾は、次の場合、世話人会の決定をもって、塾生を退塾とする。

1. 本人自筆の書面により、退塾を申し出た者。
2. 年会費を納入しなかった者。
3. 塾の目的を逸脱した者。
4. 社会的信用を失墜した者。

第3章 総 会

(招集及び招集権者)

第10条

1. 定時総会は、事業年度初めの2ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、世話人会が認めた場合、または塾生の2分の1以上の請求のあった場合に開催する。
3. 総会は、世話人会の決議に基づき、代表世話人がこれを招集する。
4. 総会の招集通知は、審議事項を記載の上、総会の日の1週間前までに発するものとする。

(総会決議事項)

第11条

事業報告、決算報告、事業計画、予算、世話人の選任、会計監査人の選任、規約の改廃、塾生の2分の1以上の提案する議案は総会の決議を要す。

(議長)

第12条

総会の議長は、代表世話人がこれにあたる。

(総会の成立及び決議の方法)

第13条

1. 総会の成立は、塾生の2分の1以上の出席（委任状を含む）を要する。
2. 議案の成立は、出席者の過半数をもって可決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第4章 世話人及び世話人会

(世話人の員数)

第14条

本塾の世話人は、14名以内とする。

(選任方法)

第15条

世話人は、総会において選任する。

(任期)

第16条

世話人の任期は、原則2年とし、選任された2年後の定時総会終結の時までとする。

ただし、再任を妨げない。

(世話人会の設置)

第17条

本塾は、塾運営の取りまとめ機関として世話人を持って世話人会を設置する。

(世話人の役職等)

第18条

1. 世話人会の決議により、代表世話人、副代表世話人、会計世話人、事務局世話人、総務世話人を、それぞれについて必要人数定める。
2. 代表世話人を複数とした場合は、対外的に代表世話人1名とする場合の代表世話人について、世話人会にて定めておくものとする。

(世話人会の権限)

第19条

世話人会は、総会決議事項以外の年会費等重要事項および塾運営に関する全ての事項を決定することができる。

(世話人会の招集および決議の方法)

第20条

1. 世話人会は、代表世話人が招集しその議長にあたる。
2. 世話人会の招集通知は、前日までに世話人に対し発する。
3. 世話人会の成立は、世話人の2分の1以上の出席を要する。
4. 議案の成立は、出席世話人の過半数を要する。

第5章 会計監査人

(員数)

第21条

当塾は会計監査人1名を置く。

(選任方法)

第22条

会計監査人は、総会において選任する。

(任期)

第23条

会計監査人の任期は選任された2年後の定時総会終結の時までとする。
ただし、再任を妨げない。

第6章 計 算

(事業年度)

第24条

事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(会計)

第25条

会計年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とし、決算に関しては、会計監査人の承認を得る。

第7章 そ の 他

(顧問)

第26条

1. 世話人会は、塾在籍者で特に必要と認めた者を顧問に指名することができる。
2. 顧問は、世話人会に出席し意見を述べることができる。

附 則

(本規約の発効日)

1. 本規約は、2020年(令和2年)1月1日より発効する。

(設立総会等)

2. 本塾は、2019年(令和元年)11月11日に設立総会を開催し、2020年1月1日の設立に向け、規約の承認、世話人の選任、事業計画、予算の説明を行い、発足の承認を受ける。

その際に選任された世話人が世話人会を設置する。また、この設立総会を初年度の定時総会とする。

(第14条世話人員数を12名から14名に改正。第16, 23条に再任文言の追加改正)

3. 本規約は2021年2月16日から施行する。(2021年2月16日 総会決定)

(第18条代表世話人1名とした人数を削除。2項を新設し、対外的に代表世話人1名にて対応する場合の手續を制定。)

4. 本規約は2023年2月13日から施行する。(2023年2月13日 総会決定)